

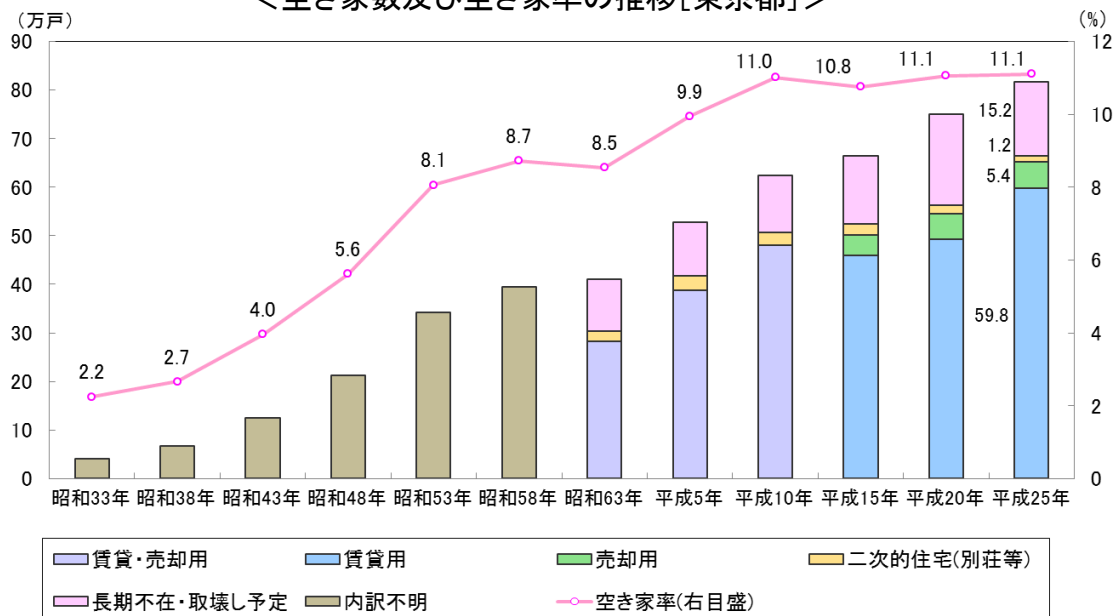
第3節 テーマ② 安心した暮らしを支えるために

(1) 住宅確保要配慮者への支援

【現状と課題】

- 安心して居住できる住まいの確保は、地域包括ケアシステムを構築する上で基本となるものです。
- 東京は地価が高く、土地取得コストが高額になるため、家賃や施設の居住費が高額になる傾向にあります。
- 平成 25 年における都内の空き家率は約 11%であり、平成 10 年からほぼ横ばいとなっていますが、戸数は 5 年前に比べて約 7 万戸増加し、約 82 万戸になっています。

＜空き家数及び空き家率の推移[東京都]＞



資料:「住宅・土地統計調査」(総務省)

(注) 1. 昭和58年までは、総数のみ

2. 空き家については、調査員が外観等から判断して調査

- 活用可能と**考えられる**「腐朽・破損なし」の空き家は約 66 万戸存在し、このうち、賃貸用の空き家は約 49 万戸、長期不在等の空き家は約 11 万戸となっています。

<空き家総数の内訳[東京都]>

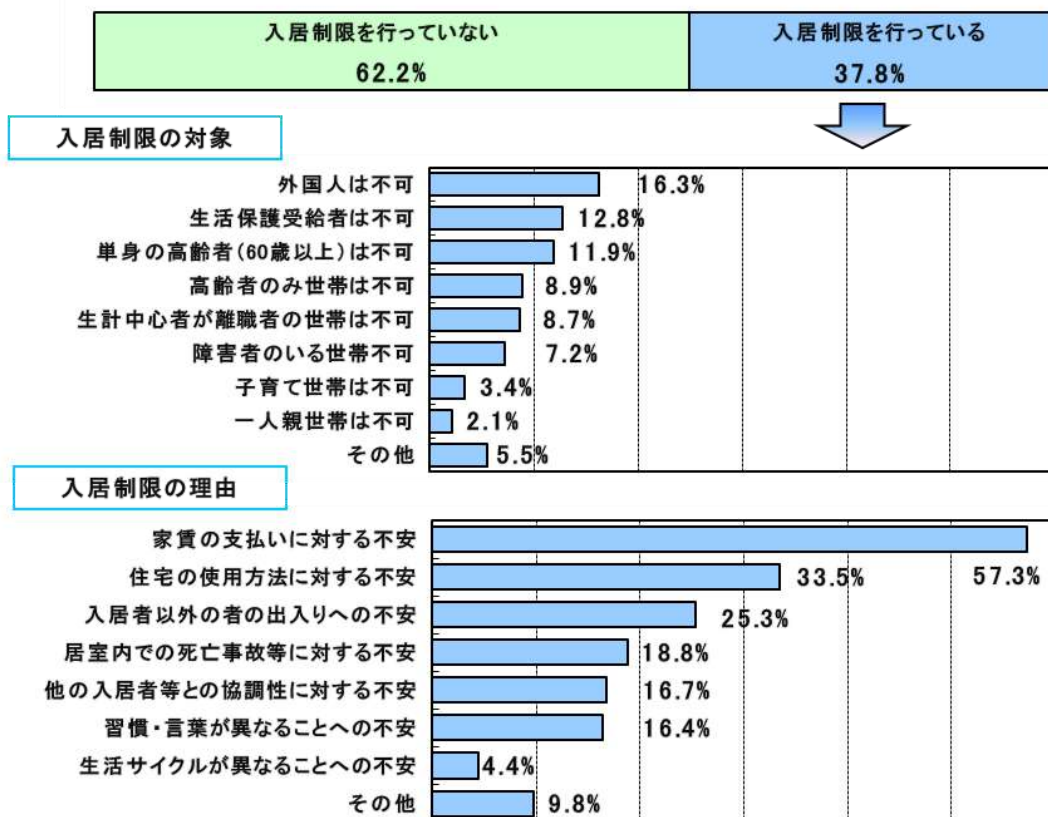
(単位:万戸)

	賃貸用	その他 (居住世帯が長期不在等)	二次的住宅 (別荘等)	売却用
腐朽・破損なし (65.6)	49.0	11.0	1.0	4.6
腐朽・破損あり (16.1)	10.9	4.2	0.2	0.8
合計 (81.7)	59.8	15.2	1.2	5.4

資料:「平成 25 年度 住宅・土地統計調査」(総務省)

- 民間賃貸住宅においては、高齢者向け住宅が供給されている一方、家賃の不払、入居中の事故等に対する家主の不安などから、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯は不可とするなどの入居制限が行われている状況が依然として見られます。

<民間賃貸住宅における入居制限の状況[全国]>



資料:「平成 26 年度 家賃債務保証会社の実態報告書」(公益財団法人日本賃貸住宅管理協会)

- 平成 29 年 4 月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」と

いう。)の改正により、高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設され、同年10月より運用開始されました。

- 家主が抱える不安を解消し、誰もが希望する地域で住居を確保できるようにするためには、住まいに関する支援だけでなく、高齢者等を社会や地域から孤立させないよう、見守りや生活支援等を提供することも重要です。
- これらの取組を進めるためには、行政・民間を問わず、住宅部門と福祉部門が連携して、総合的に取り組む体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 自宅等で暮らす、見守り等が必要な高齢者やその家族の不安を軽減するとともに、民間賃貸住宅において、事故やトラブルに対する家主の不安の軽減を図り、高齢者等が円滑に入居できるよう環境整備に取り組みます。
- 低所得者であること、入居制限を受けることなどを理由に、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な都民の居住の安定を確保するため、都営住宅、公社住宅など公共住宅については、ストックを有効に活用しつつ、少子高齢化などの社会情勢の変化を的確に踏まえた施策に取り組んでいきます。
- 住宅セーフティネット法に基づく高齢者等の入居を拒まない住宅の登録制度を運用するとともに、住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料に係る貸主等への補助を行う区市町村に対して財政支援を行うことにより、登録住宅の普及を図り、民間賃貸住宅への入居を促進します。
- 高齢者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区市町村における居住支援協議会¹⁰の設立を促進するとともに、同協議会による入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を促進します。

¹⁰ 住宅セーフティネット法に基づき、高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して必要な支援等を実施する組織

- 居住支援法人制度¹¹の活用により、NPO や社会福祉法人等による住まい探し等の入居支援や見守り等の生活支援などの取組を進め、民間賃貸住宅の借主と貸主双方の不安の軽減を図ります。

- 日常生活に不安のある高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援していきます。

- 高齢者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居を支援するため、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する「家賃債務保証業者の登録制度」について、不動産関係団体等との連携により貸主・借主に対し普及を図ります。

¹¹住宅セーフティネット法に基づき、住宅相談などの入居支援や見守り等の生活支援などを行う法人を指定する制度

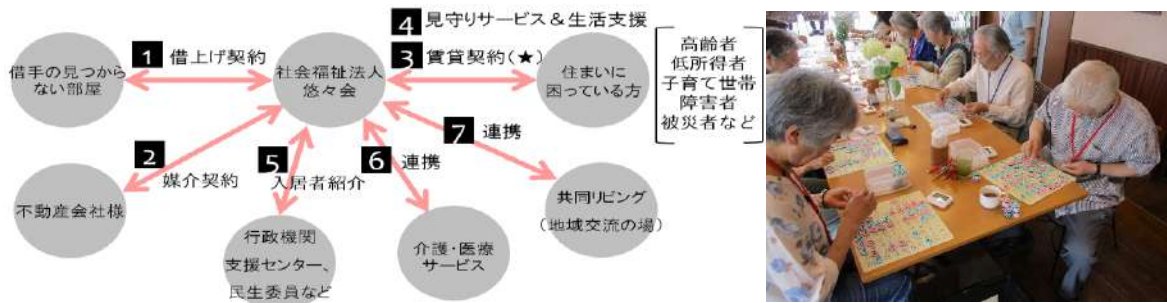
事例

住まいの確保と生活支援の一体的な提供

社会福祉法人悠々会

- 悠々会では、住み慣れた地域での生活が難しくなっている方々への支援を目的とした「あんしんハウス」事業を運営しています。
- 独力で不動産契約や更新ができない方々に代わり、不動産物件を借り上げ、低廉な家賃で貸し出しています。全ての部屋に 24 時間見守りシステムや自動消火器が備えられ、買い物や通院などのお出かけ支援も行い、入居者をサポートしています。
- また、月1回の無料のランチ会の実施や、提携クリニック、提携商店を紹介するなど「社会とつなげる役割」も担っています。

「あんしんハウス」



共同リビング(地域交流の場)

1 借上げ契約	マンションやアパートのオーナー様と悠々会との間で、一部屋ずつの借上げ契約を結びます。
2 媒介契約	オーナー様から借り上げた部屋について、不動産会社様に媒介をお願いします。
3 賃貸契約	入居者様と悠々会との間で、物件の賃貸契約を結びます。 また、すでに入居されている物件が契約更新を迎える際に、悠々会が部屋を借り上げ、「あんしんハウス」へ移行して契約更新をすることもできます。 (★) 「あんしんハウス」の賃貸契約に際しては、入居者の生活状況、健康状態、収入、緊急連絡先など、個人情報を提供して頂きます。(個人情報保護法に則って管理します)
4 見守りサービス & 生活支援	「あんしんハウス」に契約いただいた入居者様には、スプリンクラーに代わる消火器の取り付けや24時間の見守りサービスをご提供します。訪問や電話連絡などによる、安否確認を定期的に行います。
5 入居者紹介	市役所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、病院、福祉系団体等へ十分なPRを行い、住宅にお困りの方をご紹介します。
6 介護・医療サービスとの連携	日常生活に不安のある入居者に対しては、介護や医療サービスを送迎付きで提供します。また担当者が訪問して、生活相談など、心身のサポートを行います。
7 共同リビング(地域交流の場)	社会から孤立しないように、提携しているNPO法人が運営する送迎付きの介護予防プログラムや食事会などに参加を促します。

【入居事例：86歳女性Aさんからのご相談】

86歳独居のAさんから「勤めていた会社をリストラされ、今住んでいる社宅をすぐに出て行くようにと言われて困っている」と地域包括支援センターを通じて相談を受けました。すぐに支援センター職員も交えて希望を丁寧にお聞きしました。Aさんは会社から離れた地域での生活が希望だったため、土地勘がない所でも買い物など外出に不便がなく、安心して暮らせる部屋を探すことにしました。

Aさんはわずかな年金収入しかなく、家賃の負担は3.5万円程度が上限であることから、部屋探しは難航すると思われましたが、本事業をよく理解してくれている提携不動産業者の協力もあり、スムーズに希望に合った部屋を確保し住む場所を失う前に引越しができました。

近所に知り合いもいないことから、困り事などの相談が出来る地域の見守りネットワークにつなぎ、更に孤立しないよう連携しているNPOが運営するコミュニティ（共同リビング）などの紹介をしました。

定期訪問時には、同じNPOが運営するフードバンクを通じ、お米などの食料品を無料で提供しています。最近Aさんは、「風邪をひく事や、物忘れが多くなった」とおっしゃるため、連携医療機関の受診支援を行っています。

(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備

【現状と課題】

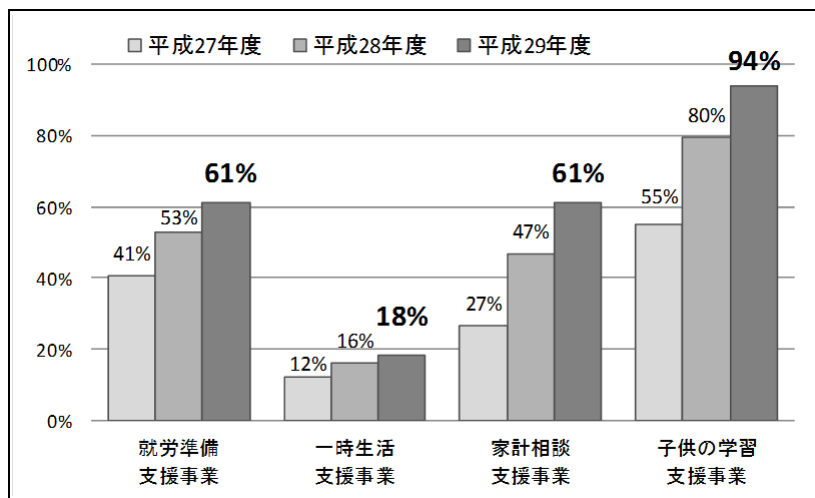
- 都は、平成 20 年のリーマンショック以降、低所得世帯の増加に対応して、生活・就労相談、生活資金の貸付け等、様々な低所得者、離職者等対策事業を区市町村と連携しながら実施してきました。現在、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）や、多重債務者生活再生事業、受験生チャレンジ支援貸付事業などを実施しています。

- 生活困窮者への支援（第二のセーフティネット）を充実・強化するため、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援制度が創設されました。本制度では、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を最も重要な目標としており、新しい支援の形として、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援の五つが示されました。

- 生活困窮者自立支援制度の実施主体である区市においては、自立相談支援事業などの必須事業に加え、任意事業として、就労準備支援事業が 30 区市、一時生活支援事業が 24 区市、家計相談支援事業が 30 区市、子供の学習支援事業が 46 区市で実施されており、支援の実施体制は着実に広まっています（平成 29 年 4 月現在）。
なお、町村部については、都が実施主体として支援を実施しています。

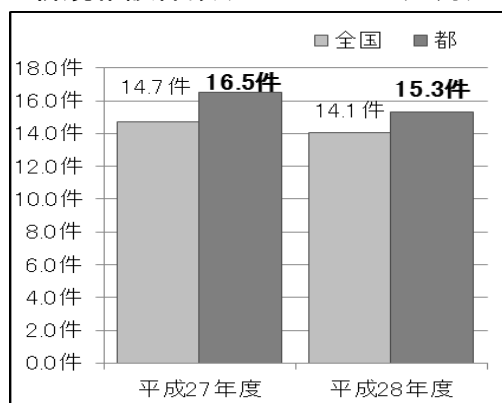
- 都内の新規相談件数や、自立支援のために作成される計画であるプラン作成の 10 万人当たりの月平均件数は、全国平均より高いものの、国の目安値に届いていません。関係機関との連携や制度の周知など、適切な支援を受けることができていない人を自立相談支援につなげていくための継続的な取組が必要です。

＜都内における任意事業実施区市数の推移＞



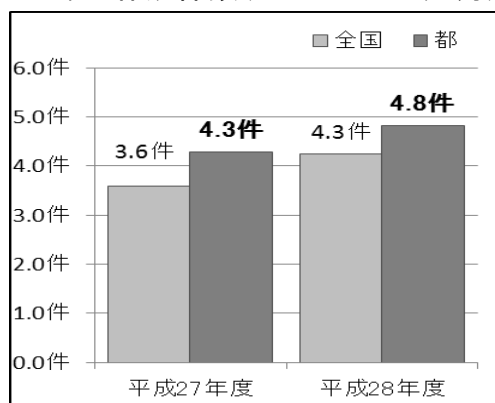
資料: 東京都福祉保健局調べ

＜新規相談件数(10万人当たり/月)＞



※国目安値(平成28年度): 22件

＜プラン作成件数(10万人当たり/月)＞



※国目安値(平成28年度): 11件

資料: 「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」(厚生労働省)より作成

- 相談者が抱える課題は、経済的困窮を始め、多重債務、就職定着困難、発達障害、メンタルヘルス、ひきこもりやDV(ドメスティックバイオレンス)等の家族の問題など、多岐にわたっています。相談者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に陥った根本の原因を明らかにして支援を行うためには、窓口の支援員が高い専門知識や技術・ノウハウを習得することが重要です。
- 支援員に対する人材育成や任意事業の実施促進など、広域的な見地から都が区市の取組を支援していく必要があります。
- 生活福祉資金貸付事業や受験生チャレンジ支援貸付事業などの支援策につながっている困窮者の多くが、単に貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えており、生活困窮者自立支援制度と連携して対応することにより、こうした方に対してもより一層、自立の促進が図れるものとなるよう、

効果的な支援を行う体制を構築することが必要です。

- また、自立相談支援窓口への来所者だけでなく、行政につながっていない困窮者をどう支援につなげるかも重要です。地域包括支援センターや子供家庭支援センター、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関や地域の方との連携により、支援が必要な方への早期・適切な対応ができるようにしていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 家計相談支援事業や就労準備支援事業などの任意事業を実施していない区市でも、困窮者に対して必要な支援が実施できるように、区市の相談支援窓口従事者向けに研修を実施するとともに、子供の学習支援や居場所づくり、フードパントリー（食の中継地点）などの整備に取り組む区市町村を支援します。

また、町村部においては、住民のニーズや地域資源等の状況を踏まえ、更なる任意事業の実施等、支援の充実を検討していきます。

- 区市の自立相談支援機関の体制強化のため、自立相談支援や家計相談支援など、事業別の従事者を対象とした研修の強化や、生活困窮に至るリスクの高い問題に着目した課題別研修、事例検討会の開催、支援者専用相談ラインの設置、事例集の作成配布などを体系的に実施します。

- 住居喪失不安定就労者等への就労・住宅相談や、多重債務者への相談、受験に必要な塾代等の貸付けなど、区市町村の事業を補完・強化するために、広域的・専門的支援を引き続き実施します。

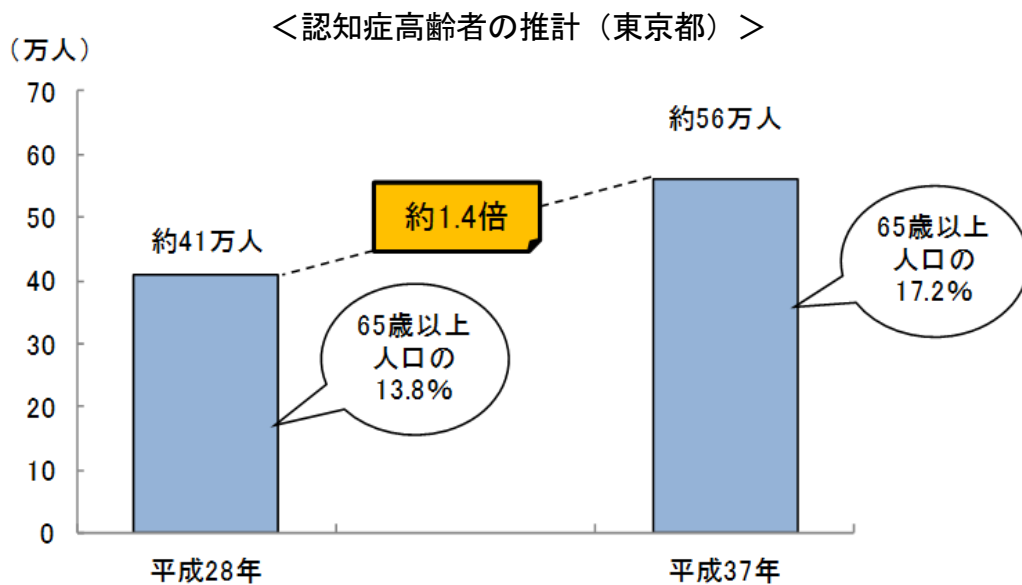
- 地域包括支援センターや子供家庭支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、中間的就労の場となる就労訓練事業所、子供の学習支援に取り組む民間団体などの地域資源との連携が一層進むよう、連携の方法に関する研修や先行事例の紹介を行うなど、区市の実情に応じた地域資源のネットワークづくりを支援します。

(3) 多様な地域生活課題への対応

ア 高齢者への支援

【現状と課題】

- 高齢者人口の増加に伴い、今後、要介護・要支援高齢者の急速な増加、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合の大幅な増加が見込まれます。
- 要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は約41万人おり、平成37年には約56万人に達すると見込まれています。



資料:「平成28年度認知症高齢者数の分布調査」(東京都福祉保健局)

- 高齢化が進行する中、都は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- また、豊かな社会資源が集積している東京の特性を踏まえ、地域の力や民間の力など様々な資源を活用しながら、自助・共助・公助に互助を組み合わせ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを都内各地に構築していく必要があります。

【取組の方向性】

- 医療や介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどの介護サービス基盤をバランスよく整備するとともに、質の高い介

護人材の確保を図ります。

- 生活の基盤となる適切な住まいが確保されるよう、高齢者が自身の希望に応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けることができる環境の整備や、サービスの質の確保を図り、安全・安心な住まいを供給していきます。
- 医療及び介護が必要な人が増加していく中、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を継続しながら医療及び介護のサービスが受けられるよう、医療・介護サービスの従事者が連携してサービスを提供する体制を構築します。
- 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築します。
- 本人が希望する場所で尊厳ある最期を迎えられるよう、看取りに対する都民の理解を促進するとともに、看取りを行う医療等多職種の対応力向上や看取り環境の整備に向けた取組を推進していきます。
- 高齢者が、仕事や趣味活動などの社会参加活動、介護予防に取り組み、いきいきと地域で暮らしていくとともに、ボランティアなどの地域社会の担い手として活躍できる環境を整備します。
- 見守りや生活支援サービスなど、元気な高齢者を含め、地域の住民一人ひとりが支える側になって、支援が必要な高齢者を支えていくための地域づくりを推進します。

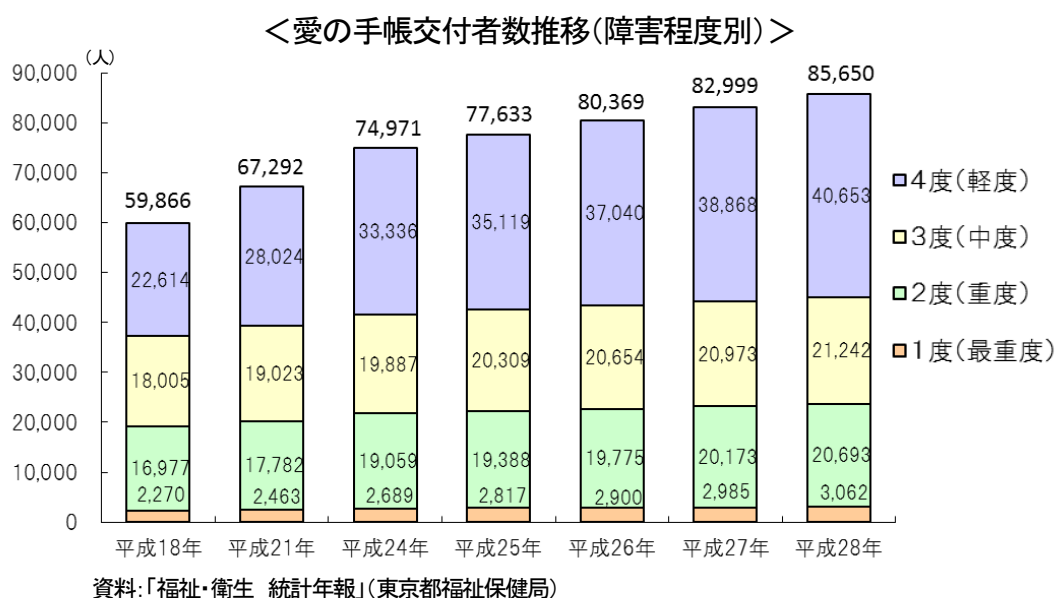
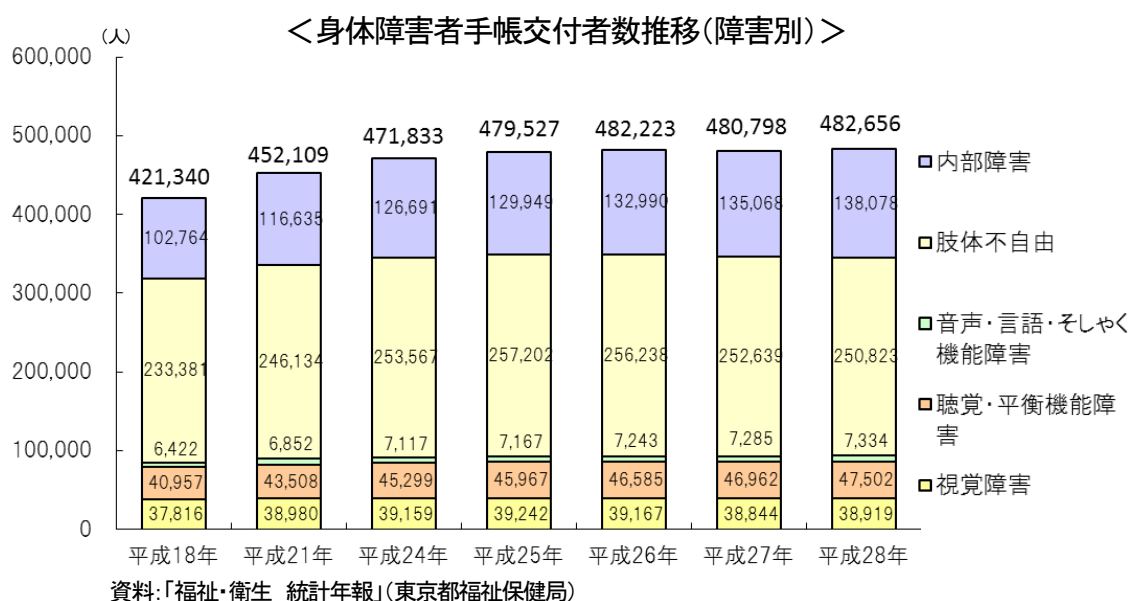
イ 障害者（児）への支援

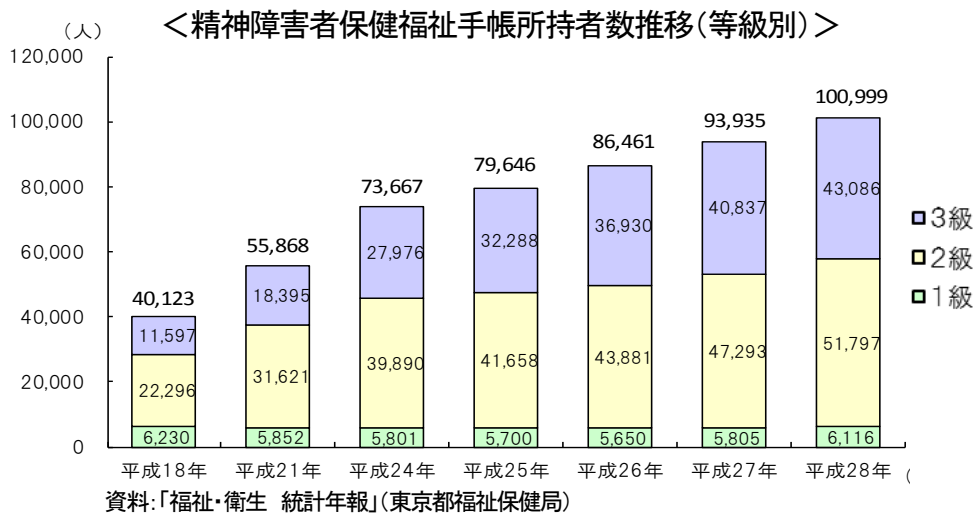
【現状と課題】

- 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが、法の目的として規定されています。また、平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法¹²が施行されました。こうした社会の実現に向け、都民が、障害と障害のある人への理解を深めることが重要です。

¹² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

- 障害者（児）が地域で生活していくためには、重度化・高齢化に対する支援の充実や、親なき後を見据えた取組、障害児の成長段階や障害特性に応じた適切な支援など、様々な課題があります。障害者・障害児が地域で安心して生活できるよう、地域における自立生活を支える仕組みづくりが必要です。
- 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会の拡大や、適切な支援の提供などにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる環境の整備も必要です。





【取組の方向性】

- 社会全体で障害者への理解を深め、障害者に対する差別をなくす取組を一層促進するための条例を制定し、紛争解決・相談体制の整備を行うほか、障害に対する理解を促進するための普及啓発を行います。
- 障害種別によらず、どんなに障害が重くても、必要とする障害福祉サービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制の確保に取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携が特に必要な障害について、障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。
- また、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう、障害児支援の提供体制の確保を進めます。
- 障害者が、障害の特性に応じたきめ細かな支援を受けながら、安心して一般就労にチャレンジでき、企業も障害者雇用に対する不安を解消し、円滑に雇用を開始・継続できるよう、就労支援機関による支援を充実するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図ることなどにより、福祉施設における就労支援の充実・強化に取り組みます。

ウ 子供・子育て支援

【現状と課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援の仕組みが必要となっています。

- 都は、区市町村や事業者の整備費の負担軽減や国有地・民有地の借地料補助など様々な施策を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。待機児童解消のため、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組む必要があります。
- 子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。全ての子供が健やかに育つために、虐待防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた総合的な取組を進める必要があります。

【取組の方向性】

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、電話やメールでの相談等を行うとともに、全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、継続した支援を行う区市町村の取組を促進していきます。また、子育てひろばやショートステイなどの拡充により、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- 認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業等、地域の実情に応じた多様な保育サービスの展開を図ります。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。
- 区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化します。また、児童相談所の体制を強化し、児童虐待の未然防止と早期対応等の取組を更に推進します。
- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組めます。
- ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組んでいきます。

エ 難病患者への支援

【現状と課題】

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）が施行され、難病対策は重症の在宅難病患者への支援だけではなく、各疾病の特性に応じ、多様な難病患者の社会参加の機会確保と地域社会における尊厳の保持、共生のための支援策が求められています。また、難病患者に対する医療費助成が、法で明確に位置付けられ、助成対象となる指定難病は、平成 29 年 4 月 1 日現在 330 疾病となっています。
- 難病は、その希少性により、発症してから確定診断までに長期の時間を要する場合も多いことから、できる限り早期に正しい診断ができる体制を構築するとともに、診断後、状態が安定している場合にはより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を構築するなど、医療の充実が必要です。
- 患者等が安心して生活を継続するためには、様々な支援機関が患者等に関する情報共有を図り、地域において適切な支援を切れ目なく行うことが求められています。あわせて、患者等が地域で尊厳を持って生活することができるよう、難病に対する正しい知識や関連するサービス等の周知を図ることが求められています。
- 医師をはじめ、地域で患者等を支える多様な人材が必要とされています。患者等が、そのニーズに応じて、地域で安心して療養生活を送れるよう、患者を支える専門職の知識や資質の向上を図っていくことが求められています。

【取組の方向性】

- 難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院を指定するとともに、地域のかかりつけ医も含めたネットワークを構築し、早期診断から在宅での療養生活まで切れ目ない医療の提供を図ります。また、引き続き医療費等の助成を着実に実施します。
- 難病患者が地域で質の高い療養生活を送ることができるよう、地域の実状に応じた支援体制の整備に向け、保健所等が中心となり難病対策地域協議会の設置など、関係機関等の連携を進めます。
- 難病相談・支援センターについて、患者のニーズに沿った、より専門的・

効果的な相談支援が図れるよう、多くの疾病に対応できる体制整備を目指します。

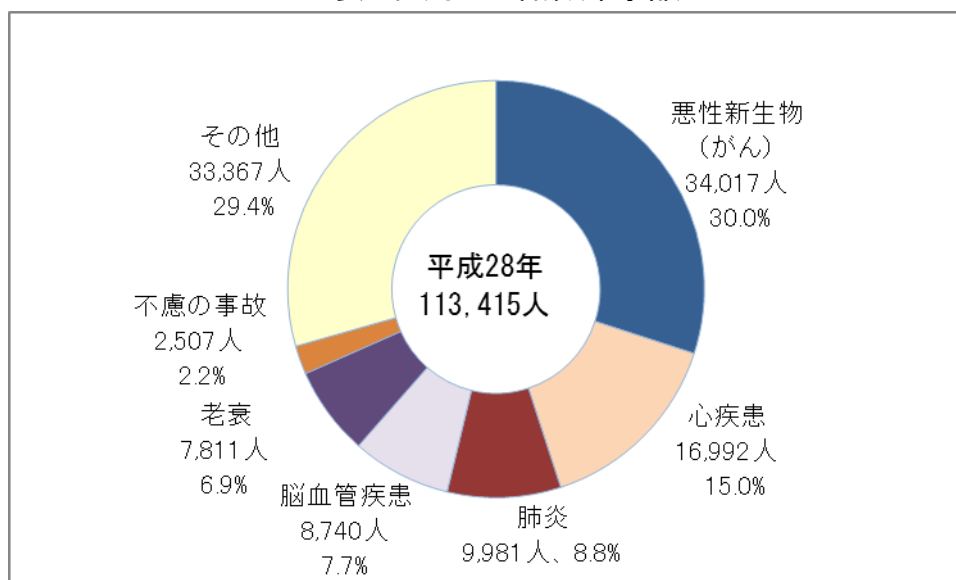
- 療養生活を支える様々な職種について、専門職としての資質を向上するため、関係機関と連携しながら、難病に関する正しい知識や技術を付与する機会の充実を図ります。

オ がん患者への支援

【現状と課題】

- がんは、昭和52年から都民の死因の第1位であり、およそ3人に1人が、がんで亡くなっています。

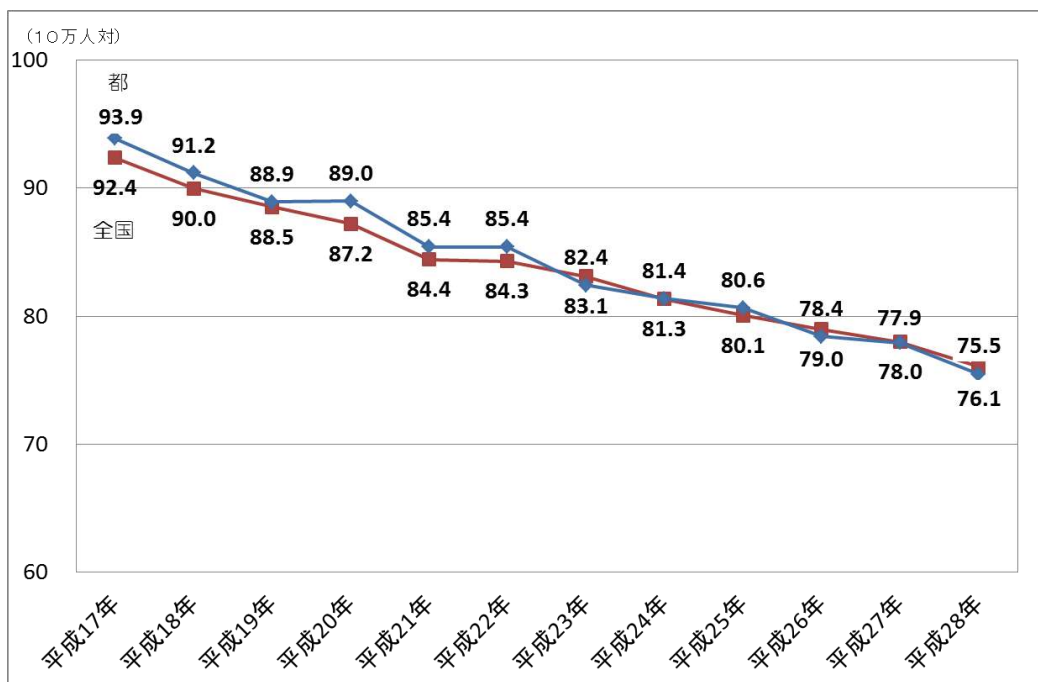
＜主要死因別死亡者数(東京都)＞



資料:「平成28年度 人口動態統計」(東京都福祉保健局)

- がんの75歳未満年齢調整死亡率¹³は、徐々に減少しているものの、生涯のうち国民の2人に1人が、がんに罹患すると推計されており、また、高齢になるほど罹患率¹⁴は増加することから、高齢化の進行が予想される都では、今後もがん患者の増加が見込まれます。

＜がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移＞



資料:「がん登録・統計」(国立がん研究センターがん情報サービス)

- 都内には、高度ながん医療提供施設として、国が指定するがん診療連携拠点病院 (以下「拠点病院」という。)、地域がん診療病院、また、拠点病院と同等の機能を有する病院として都が指定する東京都がん診療連携拠点病院や、がん種ごとに専門的医療を提供する病院として東京都がん診療連携協力病院が整備されています。
- 都内は、交通網が発達していること等から、住所地から離れた地域に所在する拠点病院等で治療する患者も多くいますが、高齢のがん患者は、がん以外の疾患を抱えている場合も多く、地域において福祉的な支援等を受けなが

¹³ 年齢構成の異なる地域で死亡率が比較できるよう、年齢構成を調整した死亡率(人口10万対)。高齢化の影響を極力取り除くため「75歳未満」の年齢調整死亡率を用いている。

¹⁴ 対象とする人口集団から、一定の期間に新たにがんと診断された数(罹患数)を、対象集団の人口で割ったもの。

ら、安心して治療や緩和ケア、相談支援等を受けられる体制を確保していくことが必要です。

【取組の方向性】

- がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に規定する都道府県計画である「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん対策の推進に取り組んでいきます。
- 拠点病院等において、専門的ながん医療を提供していくとともに、患者が安心して地域の医療機関や在宅に移行できるよう、病院間の連携の推進や地域の医療機関等のがんに関する知識及び技術の向上、在宅で療養する患者の病状変化時のバックアップ体制の確保など、地域における切れ目のない医療及び緩和ケアの提供体制を構築していきます。
- また、医療従事者だけでなく、地域の介護従事者等に対しても、がんに関する基礎的な知識の向上を図っていきます。
- 高齢のがん患者等が、在宅療養支援窓口¹⁵などの身近な地域の窓口でもがんに関する相談ができるよう、拠点病院等に設置されているがん相談支援センターと各種相談支援窓口との連携を図っていきます。また、がん患者が相談可能な窓口の情報を都民等に周知していきます。
- さらに、医療技術の進歩等により、がんが早期に発見され適切な治療を受けられることで治るケースも増えていることや、周囲の理解と支援によって、がんの治療と仕事の両立は可能であることなど、あらゆる世代の都民にがんに関する理解を深める取組を進めていきます。

カ 自殺対策

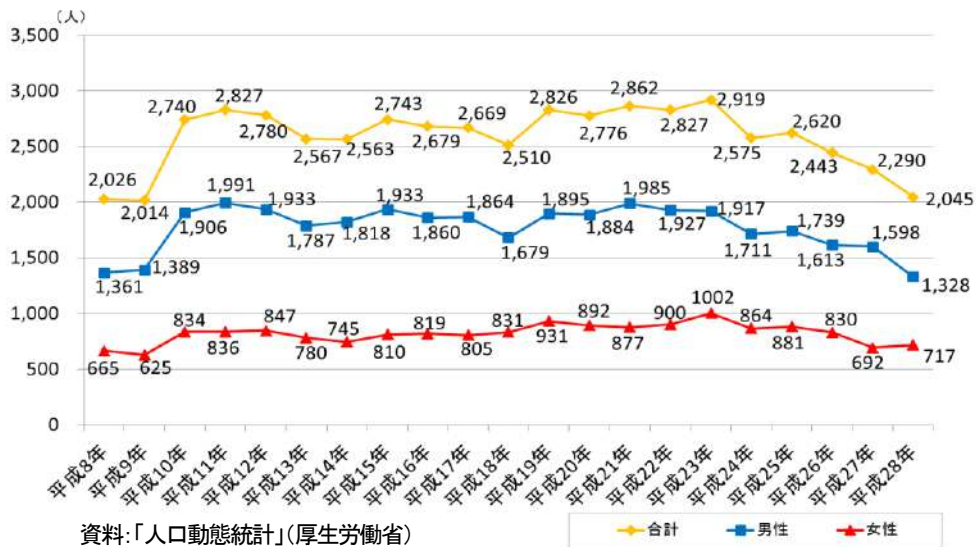
【現状と課題】

- 東京都の自殺死亡者数は、平成 23 年をピークに減少傾向に転じ、平成 28 年は 2,045 人となっています。性・年齢階級別の死亡者数を見ると、40 歳代後半から 50 歳代前半の男性に多くなっています。また、10 代から 30 代では死因の第 1 位となっており、全国と比較して、自殺死亡者に占める若年層の割合が高いという特徴が見られます。

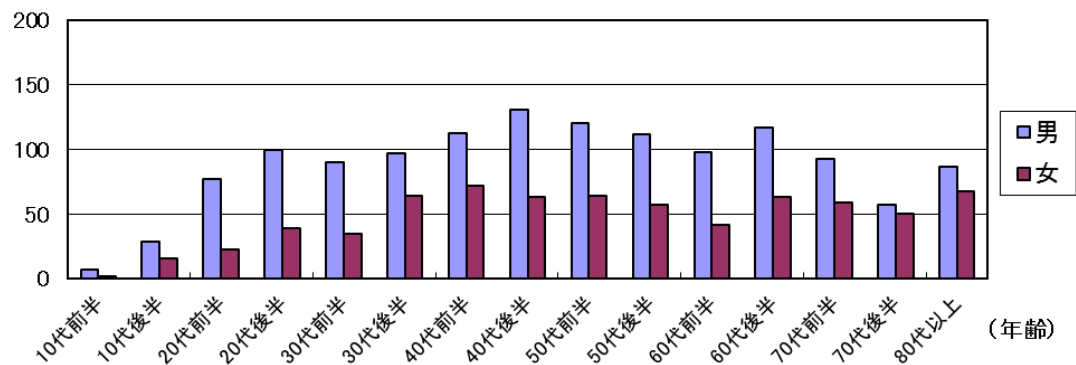
¹⁵ 介護保険法に基づき区市町村が設置を進めている在宅療養に関する相談対応や医療・介護連携に関する調整等を行う窓口

- 自殺には、健康不安、経済・生活状況、家庭環境など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされ、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その多くはいわば「追い込まれた末の死」であって、社会的な取組により未然防止が図られるべきものです。そのため、関係機関が一体となって取組を推進していく必要があります。

＜自殺者数の年次推移(東京都)＞



＜東京都 性・年齢階級別 自殺死亡者数(平成 28 年)＞



【取組の方向性】

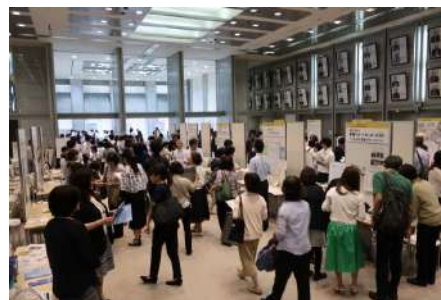
- 平成 30 年度に策定する「東京都自殺総合対策計画（仮称）」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進していきます。
- 自殺は、その多くが防ぐことができるという考えの下、社会全体による自殺対策の推進と普及啓発を図ります。

- 自殺の原因となり得る様々なストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、いじめや過重労働、ハラスメントの対策など、学校・職場環境の改善のため、教育機関や企業等との連携強化を図っていきます。
- 「自殺総合対策東京会議」（平成 19 年 7 月設置）を基盤として、保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの関係機関の連携により、社会全体での自殺対策を推進します。
- 地域における自殺対策として、地域活動を行う個人や団体による気付きや見守りの体制づくり、人との関わりの場づくりを支援するなど、地域の福祉ネットワークづくりに向けた取組を推進します。
- 地域の自殺対策の事例を収集し、先駆的な取組等を区市町村に情報提供するなど、全都的な自殺対策の推進を図ります。

キ ひきこもりの若者等への支援

【現状と課題】

- ひきこもりは、特定の「疾病」や「障害」を指すものではなく、様々な要因が背景になって生じる「状態」です。具体的な要因としては、人間関係の不信、不登校等のほか、発達障害などが見られることもあり、家庭内で潜在化し、外部の相談・支援に結び付きにくい傾向があります。このような状態が長期化すれば、心身の健康に深刻な影響が生じる場合もあります。
- このため、早期に適切な支援につながるように、ひきこもり等の若者やその家族向けの相談窓口を運営するとともに、地域でひきこもり等の若者を支援する体制の充実を図ることが重要です。



(ひきこもりに関する講演会・合同相談会)



(家族向けパンフレット)
「ひきこもりでお困りのご家族のために」

【取組の方向性】

- ひきこもり等の若者が意欲を持って自らの能力を発揮できるよう、ひきこもり等の若者の自立と社会参加に向け、各人の状況に応じた支援に取り組みます。
- 本人やその家族等の相談に応じる「東京都ひきこもりサポートネット」や各地域の保健所における精神保健福祉相談等、それぞれの相談窓口や関係機関が相互に連携を図り、支援を行います。
- ひきこもり等の若者やその家族が、相談支援機関や身近な地域のサービスの情報を把握し、利用できるように、相談窓口や支援団体の広報を実施していきます。また、ひきこもり等の若者の家族を対象とした講演会や、民生委員・児童委員等を対象とした講習会を開催するなど、情報提供と普及啓発を行います。
- 区市町村がNPO等の民間支援団体と連携するなど、住民に身近な地域において、ひきこもり等の若者に寄り添った支援が展開されるよう、区市町村の取組を後押しします。

(4) 権利擁護の推進

ア 権利擁護に関する総合的な取組

【現状と課題】

- 都は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理サービスや書類預かりサービスを提供する社会福祉協議会の取組を支援しています。
- これらの対象者に加えて、都独自に、判断能力はあるが要介護等で支援が必要な高齢者と身体障害者に対しても支援を行っています。
- これらと併せて、福祉サービスの円滑な利用を目的とした一元的な利用相談窓口や、サービスの適切な利用と権利侵害の未然防止・解決を図るための苦情対応機関を住民に身近な区市町村に設置することで、福祉サービスの利用支援体制の構築を図っています。
- 判断能力が更に低下した場合には、成年後見制度の利用が必要となるため、この相談窓口では、成年後見制度の利用相談も行い、制度の利用につなげています。

【取組の方向性】

- 区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、成年後見制度の利用相談、判断能力が十分とはいえない方の権利擁護相談など、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

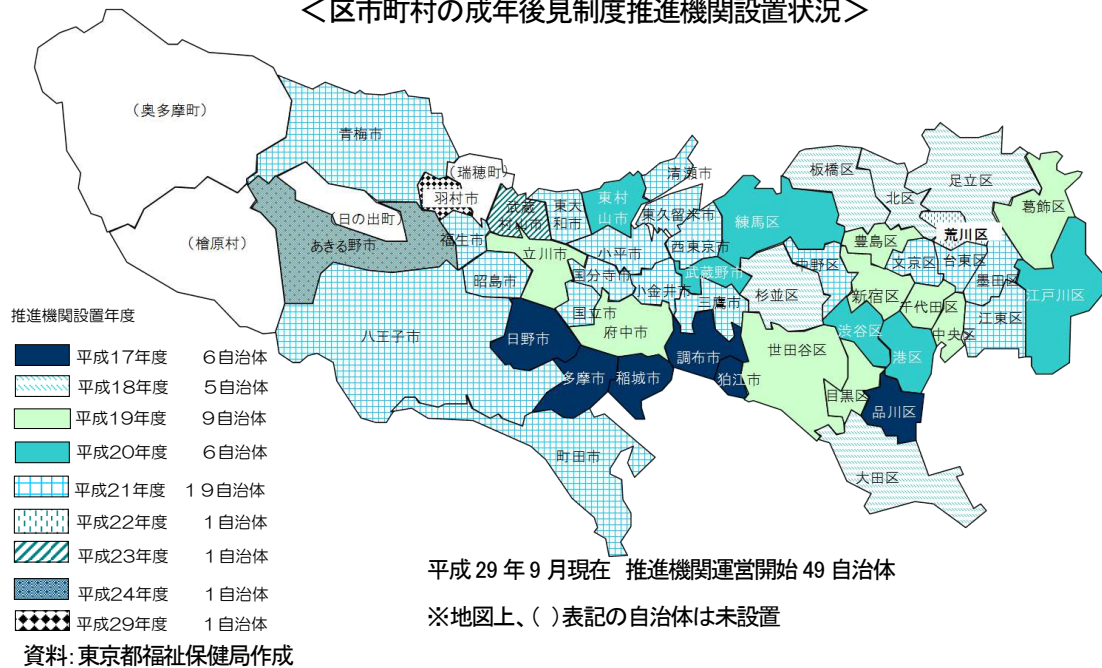
イ 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

- 平成12年に始まった成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の防止にも効果のある制度です。

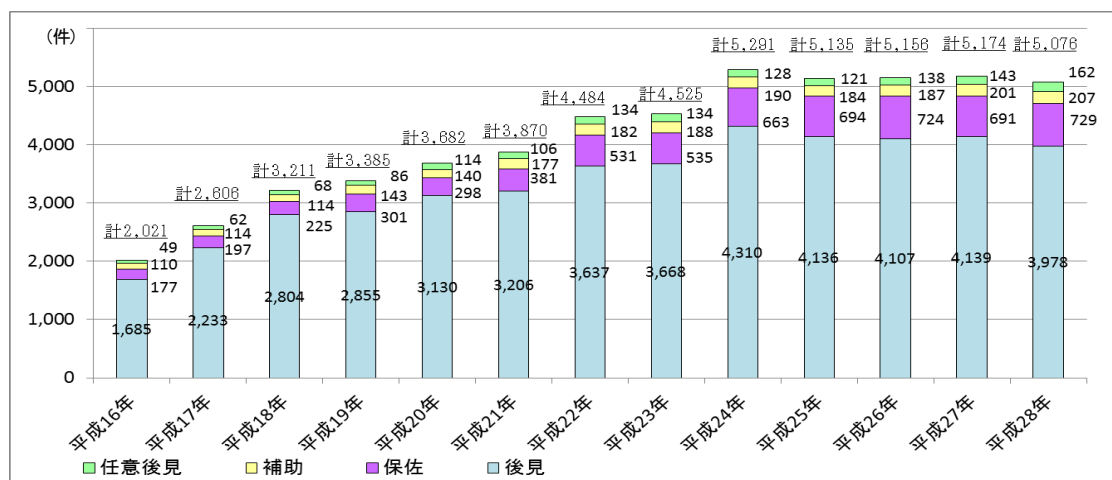
- 都は、成年後見制度の積極的な活用を図るため、後見人等のサポートや地域資源との連携を図る成年後見制度推進機関¹⁶（以下「推進機関」という。）を住民に身近な区市町村が設置するよう、支援を行っており、現在、都内の全ての区市に設置されています。

＜区市町村の成年後見制度推進機関設置状況＞



- 都内における成年後見制度の申立実績は、制度開始当初から増加し続けてきましたが、ここ数年は、毎年約 5 千件程度で推移しています。

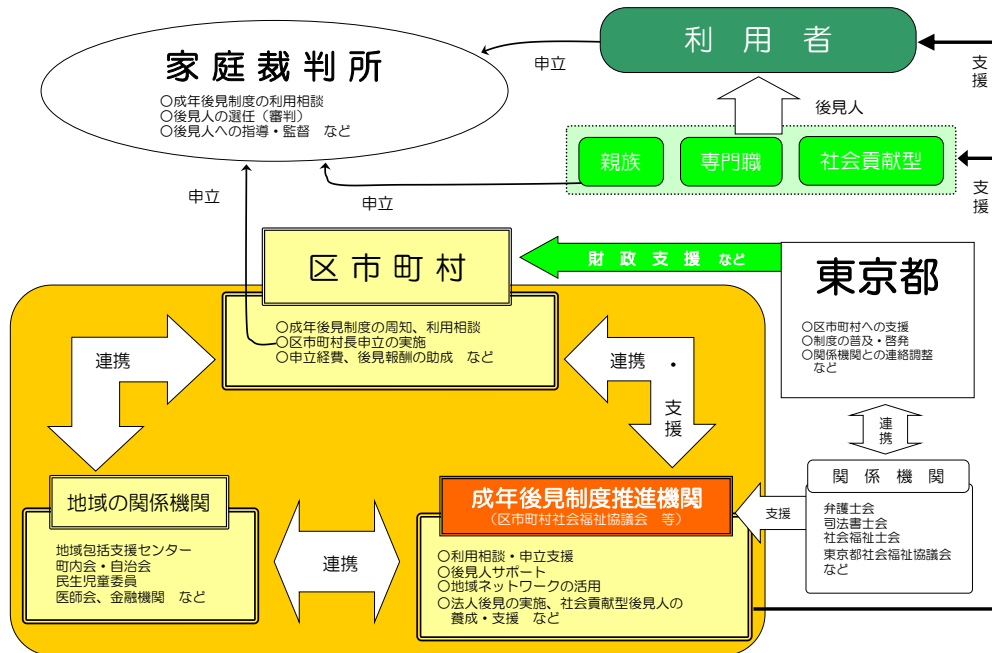
＜成年後見制度の申立実績(東京都)の推移＞



¹⁶ 成年後見制度の利用相談、申立支援や後見人のサポート、地域ネットワークの活用、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等を実施しており、区市の社会福祉協議会等が主に担っている。

- 申立実績の推移は、全国でも同様であり、成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくため、平成 28 年 5 月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、平成 29 年 3 月には、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。
- 基本計画では、区市町村の役割として、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備が示されており、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（以下「市町村計画」という。）の策定が努力義務化されました。
- 中核機関は、制度の広報、相談支援、担い手の育成等を含む成年後見制度利用促進、親族後見人を含む後見人支援等が主な役割とされており、都内では、区市が設置している推進機関が、中核機関に求められる基本的な役割を既に担っています。
- 今後、成年後見制度の更なる利用促進を図るためには、推進機関を中心とした地域連携のネットワークを強化することが重要であり、区市町村などの行政機関や専門機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、地域住民が連携して支援が必要な対象者を把握し、関係機関や専門職につなげる仕組みを構築する必要があります。
- 市町村計画は、地域連携ネットワークや中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備を目的として策定することとされており、行政と地域の専門機関、関係機関、住民等が、計画策定に向けて議論を行うことで課題等を共有し、連携を深めることが重要です。
- 基本計画における都道府県の役割は、広域の見地からの区市町村への支援等とされており、具体的には、区市町村が地域連携ネットワークを設置するために必要な、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門機関との連携面での支援が期待されています。
- 都は、家庭裁判所や専門機関、推進機関等の連携を図るため、意見交換を行う合同会議等を開催しています。地域連携ネットワークを強化するためには、こうした様々な団体等との更なる連携が重要です。

<東京都における成年後見制度の支援体制>



資料: 東京都福祉保健局作成

【取組の方向性】

- 都民の誰もが身近な区市町村で成年後見制度の利用相談等が受けられるよう、推進機関を未設置の町村に対して設置を働きかけていきます。
- 家庭裁判所や専門職、関係機関との協議の場を設けて共通課題への対応力を強化するとともに、家庭裁判所と推進機関との情報共有、推進機関相互の情報交換、推進機関と地域の関係団体との連携を強化することで、区市町村における地域連携ネットワークの強化を支援します。
- 専門家を活用した区市町村担当職員への研修や、推進機関に求められる個別課題や困難事例に関する相談支援体制を整備し、推進機関の一層の機能強化を図ります。

ウ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・活用

【現状と課題】

- 成年後見制度の利用促進を図るには、住民に身近な地域での相談体制の整備とともに、後見活動の担い手の確保が重要です。
- 都は、平成17年度、全国で初めて、後見業務に意欲を持つ方を対象として後見人の養成を開始しました。都では、社会貢献的な精神で業務を行う後見人として、「社会貢献型後見人」と称しています。

- 身近に頼りになる親族がおらず経済的余裕もない場合や、地域住民によるきめ細かな見守り等の支援が必要な場合、地域の権利擁護の担い手として活動する社会貢献型後見人が果たす役割は重要であり、地域において住民同士の支え合い活動を進めていくためには、こうした意欲を持った人材の確保が不可欠です。
- 平成 26 年度からは、地域のニーズに対応した成年後見制度の活用を総合的に進めるため、申立ての支援、後見人等のサポート、社会貢献型後見人の養成の取組を区市町村が一体的に実施することとしました。社会貢献型後見人の養成についても、候補者の選考、基礎講習の実施及び後見人選任後の支援までを一貫して区市町村が実施し、都は区市町村の取組を支援しています。
- これまで、都と区市町村において、候補者の養成に取り組んできましたが、今後は、区市町村、推進機関、家庭裁判所等が連携して、候補者の積極的な選任を進めるとともに、選任後の後見人への支援を適切に行っていく必要があります。

【取組の方向性】

- 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の増加を見据え、後見人の担い手を確保するため、社会貢献型後見人の養成に取り組む区市町村を支援します。
- 社会貢献型後見人の選任が進むよう、後見人や監督人の選任を行う家庭裁判所と後見人をサポートする推進機関等とが課題を協議する場を設けるなど、連携の強化を支援します。

成年後見制度利用の促進に向けて

世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター えみい

<はじめに>

- 世田谷区の人口は平成 29 年 10 月中に 90 万人を超え、高齢者(65 歳以上)人口は今後も全人口の 20 パーセント程度で推移すると見込まれています。また、知的障害や精神障害をお持ちの方も年々増加傾向にあり、これらの方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように守る仕組みが必要です。
- 成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分ひとりでは契約や財産の管理を行うことが難しい方を支援する制度です。世田谷区成年後見センター(愛称「えみい」)では、成年後見制度の普及啓発のほか、地域の関係機関と連携しながら、制度利用が必要な方の支援(サービスの手配や財産管理など)を行っています。

<制度の普及啓発>

- 世田谷区内にお住まいの方向けに「老い支度講座」、「成年後見セミナー」を開催してしています。
- 成年後見制度の申立てをお考えの方には、書類の書き方や取り寄せ方法などを 1 対 1 でお伝えする「申立手続き説明会」を行い、スムーズに制度の利用につながるお手伝いをしています。

<区民後見人の養成と育成の取組>

- 世田谷区では平成 18 年度から、地域支え合いの考え方から、「区民後見人」を養成する取組を行っています。これまで、区民後見人が受任した件数は 150 件を超えています。
- 区民後見人の受任だけではなく、前述の「申立手続き説明会」の説明員や世田谷社会福祉協議会が受任している後見案件の支援員など様々な事業にご協力いただいています。最近では、区民後見人の方が地域に出向いて、区民の相談を受け付ける「地域版成年後見制度相談会」をスタートさせました。今後も、区民後見人の活躍場面が広がっていきます。



地域版成年後見制度相談会の様子

<日常生活自立支援事業の実施、任意後見、法人後見の受任>

- 世田谷区社会福祉協議会として地域ネットワークの構築や福祉に関するこれまで培ってきたノウハウを活かし、判断能力に不安のある方の支援を行っています。
- 今後も、区民から信頼を頂いている社会福祉協議会の特性と、チームによるきめ細やかな支援ができるという強みを生かして、支援が必要な方に寄り添った活動を行っていくことを目指しています。



任意後見の定期訪問

(5) 災害時要配慮者対策の推進

【現状と課題】

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正により、要配慮者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成等が区市町村長に義務付けられるなど、避難支援等の強化が図られ、各区市町村において取組が進められているところです。
- 区市町村においては、避難支援プランの作成や社会福祉施設等を活用した**福祉避難所**の指定をはじめ、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制を強化することが求められています。
- 一方、都においては、各区市町村が行う上記の要配慮者対策の体制整備に対する支援を進める必要があります。
- 加えて、社会福祉施設等が、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するため、施設の耐震化を更に進める必要があります。
- 同時に、災害時に支援に当たる人員の確保が課題となっています。

【取組の方向性】

- 区市町村が実施する、要配慮者に関する情報の共有化、関係機関との連携、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プラン策定などの避難支援体制の整備や、避難所、**福祉避難所**、在宅における要配慮者の生活を支援する体制の整備を支援します。
- 要配慮者対策の一体的な向上を図るため、区市町村の福祉保健・防災担当者向け研修会を開催し、対策が進んでいる区市町村の事例を紹介します。
- また、災害が発生した際には、平成 29 年 3 月に関係機関（東京都、東京都社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会施設部会、各職能団体、区市町村社会福祉協議会、区市町村）で構築した「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」に基づき、連携して被災状況を確認し、派遣可能職員を把握した上で、福祉施設や福祉避難所へ職員を派遣します。

- 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震診断及び耐震改修補助を行います。
- 福祉避難所の指定を受けた施設等の運営事業者が、施設周辺で職員宿舎を借り上げる場合に、経費の一部を補助することで、福祉避難所の災害時の運営体制の強化を図ります。
- 要配慮者に対する処遇に専門性を有する特別養護老人ホームが、災害時における要配慮者の受入れを可能とする設備を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備することを支援します。

第4節 テーマ③ 地域福祉を支えるために

(1) 民生委員・児童委員の活動への支援

ア 民生委員・児童委員の活動環境の整備

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、日常的な見守りや相談・支援、関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために様々な活動を行う無報酬のボランティアであり、都内では10,080人（平成29年4月現在）が、委嘱されています。
- 近年、東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。経済的困窮やひきこもり、認知症など、複合的な課題を抱えた方が増加しており、こうした課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。
- 一方で、住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。
- また、民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されていますが、中にはその職務を超えるものも散見されます。
- こうした複雑化・多様化する地域生活課題を民生委員・児童委員だけで受け止めることは困難であり、区市町村などの行政機関や専門機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会、地域住民による自主活動などとの適切な役割分担により、連携して課題に対応していくことが重要です。

<都内における年度毎の総活動日数の推移>

	平成14年度	平成21年度	平成28年度
総活動日数	1,296,349	1,502,115	1,507,321

資料:「福祉・衛生 統計年報」(東京都福祉保健局)

【取組の方向性】

- 活動の多様化や活動量の増加に対応するため、幅広い知識や傾聴等の相談技量の習得、活動意欲の向上を目的として、経験や役職等に応じた効果的な研修を実施します。

- 民生・児童委員協力員制度を活用して、見守りや地域福祉活動などへの協力、民生委員・児童委員 OB による助言、民生委員・児童委員候補者の養成を行うなど、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 今後、地域によって取組が進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や住民参加による地域づくりの進展なども見据え、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証し、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していきます。

イ 民生委員・児童委員制度や活動への理解促進

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員制度は、大正6年、岡山県で創設された済世顧問制度が源とされています。東京では、大正7年に救済委員制度が創設されており、平成30年は、東京で民生委員が誕生してから100年になります。
- 社会情勢、地域社会や人口構造、社会福祉制度や住民ニーズ等が大きく変化する中、民生委員・児童委員は、どの時代においても、常に住民に寄り添い、行政や関係機関等との架け橋になって様々な活動を行っており、地域福祉の推進に欠かせない存在です。
- 民生委員・児童委員の担い手を確保するためには、地域住民に対し、民生委員・児童委員の役割と活動内容を正確に伝えるとともに、活動の充実感、やりがいなどを積極的に広報する必要があります。
- また、民生委員・児童委員が地域で様々な関係者の協力の下、複雑化・多様化する地域生活課題を把握し、解決に向けて取り組むためには、連携して活動する行政や関係機関等の職員、町会・自治会や地域住民等に対し、民生委員・児童委員の活動の意義を広く周知することで、より一層の信頼と理解を得ることが重要です。

【取組の方向性】

- 5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」を中心に、東京都民生児童委員連合会と連携して、民生委員・児童委員の役割や活動内容等を積極的に広報します。
- 住民に身近な地域で、民生委員・児童委員の存在や具体的な活動内容を

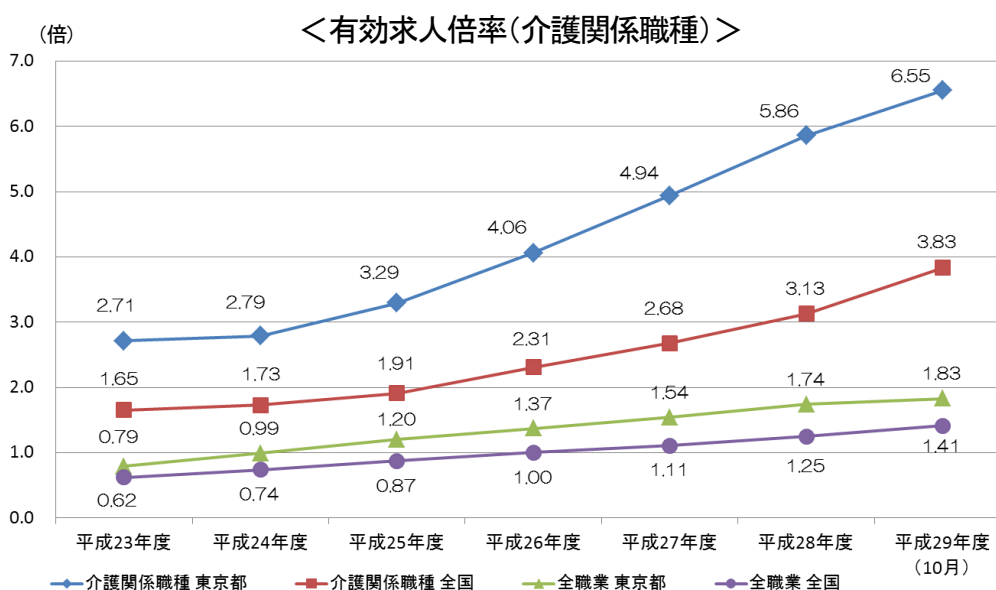
周知するなど、区市町村において地元の民生児童委員協議会と連携した広報活動が進むよう、働きかけていきます。

(2) 福祉人材の確保・育成・定着

ア 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策

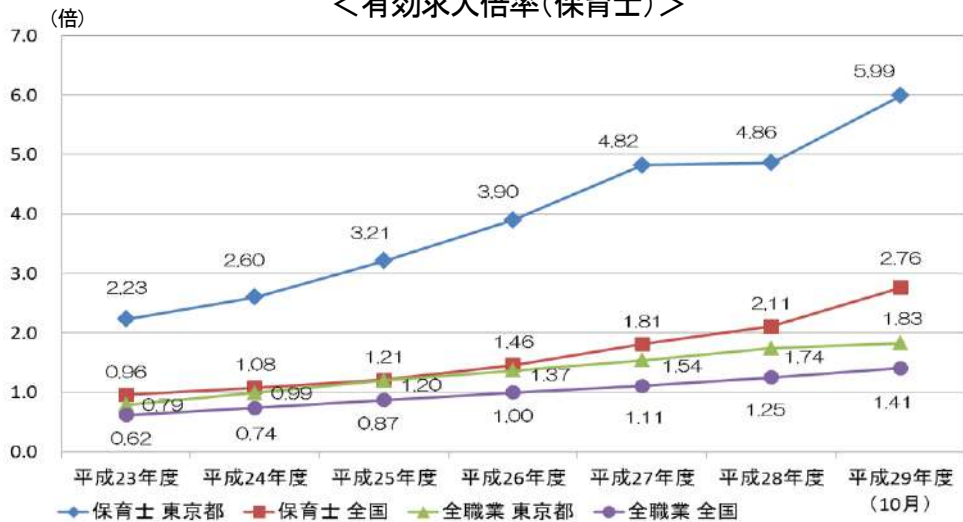
【現状と課題】

- 高齢化への対応や更なる待機児童対策・障害者施策の推進など、介護、保育、障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、それを担う人材を安定的に確保する必要があります。
- しかしながら、福祉人材の有効求人倍率、離職率は全産業平均と比較して高く、慢性的な人手不足となっています。
東京都の平成28年度の有効求人倍率は、介護関係職種が5.86倍、保育士が4.86倍と、都内全職業1.74倍と比べ、非常に高くなっています。平成29年10月時点では、介護関係職種6.55倍、保育士5.99倍と、人材の確保は更に厳しさを増しています。また、都内介護サービス事業所における離職率は低下傾向が見られるものの、平成28年度で14.9%と、全産業の13.4%に比べ高い状況にあります。
- 福祉人材の確保・定着を図るためには、福祉の仕事の魅力・やりがいを正しく理解してもらうとともに、早期離職の防止や、離職して働いていない有資格者への支援など、福祉人材の確保・定着を図ることが重要です。
- また、専門職の業務負担を軽減できるよう、職場内の業務の切り分けを行い、補助的な業務を担う人材を確保する取組や、業務の効率化に向けた取組を推進する必要があります。



資料:「職業安定業務統計」(厚生労働省)

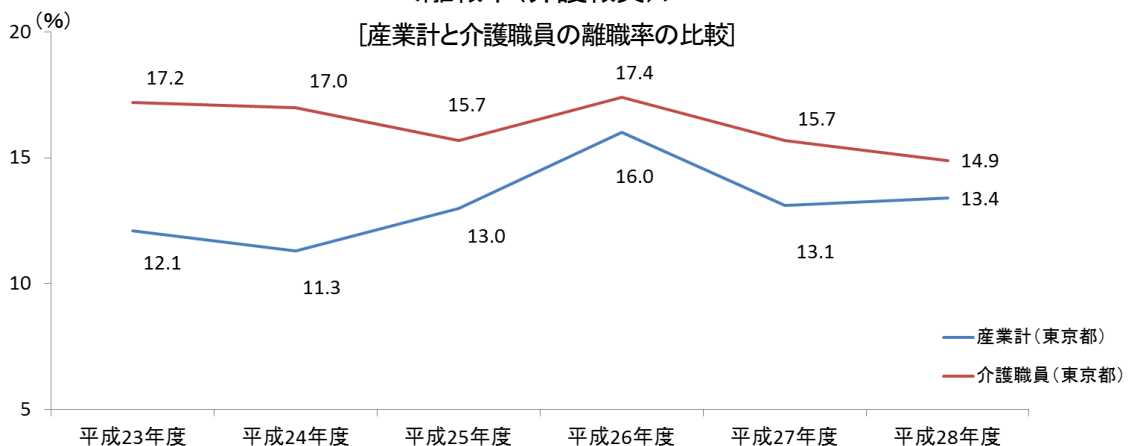
＜有効求人倍率(保育士)＞



資料:「職業安定業務統計」(厚生労働省)

＜離職率(介護職員)＞

[産業計と介護職員の離職率の比較]



資料:「雇用動向調査」(厚生労働省)、「平成27年度介護労働実態調査結果」(公益財団法人介護労働安定センター)

【取組の方向性】

- 福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構(平成28年6月設立)において、東京都福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援します。
- 東京都福祉人材センターにおいて、福祉分野への就職に関する相談をはじめ、仕事の紹介・あっせん、情報提供を行うとともに、合同就職説明会等を実施します。
- 福祉のマイナスイメージを払拭し、その魅力を発信する普及啓発の取組

を推進することで、若年層を中心とした都民の抱く福祉の仕事に対するイメージの転換を図り、将来の福祉人材確保につなげます。

- 人材育成、キャリアパス、負担軽減等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図ります。
- 福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」(Web サイト)への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。
- 介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)の有資格者を対象として、民間就職支援会社のキャリアカウンセラーによる相談カウンセリングや、就職支援セミナーを実施し、介護人材の再就職を支援します。また、仕事の悩みや不安などの相談を横断的に受け付ける相談窓口を設置し、福祉事業従事者の離職を防止します。
- 福祉施設での清掃、配膳、話し相手、見守りなど補助的な業務を学ぶ研修を実施し、就業していない女性や高齢者等の多様な働き方を支援します。
- 福祉職場の業務の効率化等を進めるため、ICT 活用を促進します。
- 福祉人材対策に関する取組の紹介や情報交換の場などを通じて、区市町村が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、連携を図っていきます。

サービスラーニングの取組

大正大学+豊島区+豊島区民社会福祉協議会（豊島区）

＜取組に至った経緯・背景＞

- 大正大学と豊島区の間で、地域の発展と人材の育成に寄与する取組（としま共創事業）に関する協定を締結しており、その一環として、平成 26 年度より豊島区内にある区民ひろば※を中心に、サービスラーニングを実施することとなりました。
- 学生と地域のコーディネートは、区民ひろばに配置されている社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が担っています。
 - ※ 区民ひろば…赤ちゃんからお年寄りまで、誰でも利用できる地域コミュニティの拠点。小学校区ごとに設置している。

＜取組の内容＞

- 大正大学社会福祉学科の学生（1 学年約 100 名）が、大学での事前学習で地域資源やコミュニティソーシャルワークについて学んだ上で、CSW が配置されている区内 4 か所の区民ひろばを拠点として、区民ひろばや地域で行われているプログラムを体験し、協力します。サービスラーニング終了後には、学生が地域から得た学びや地域活動に対する考察、提案などを、地域にフィードバックする報告会を各地域で行っています。
- CSW は、大学の担当教員と協議を行い、プログラムの組立てや区民ひろば運営協議会、町会、民生委員等との調整など、学生のプログラム参加のコーディネート役を担っています。

【体験・協力しているプログラムの例】

- ・区民ひろばのおまつりや事業、イベント
- ・民生委員・児童委員等が実施しているサロン
- ・地域住民の案内によるまち歩き（社会資源調査）



＜学生・地域にとってのメリットや実感している効果＞

- 学生は、地域の現状やソーシャルワーク実践の意義を理解し、地域の一員として活動に参加することで、基礎的な実践力を身に付けられます。
- 地域では、若年層の地域参加が課題となる中で、学生が活動に参加・協力することで、活気や変化が生まれるなど、良い刺激となっています。
- 毎年学生は変わるものの、サービスラーニングを大学の必修科目として位置付け、社協 CSW が地域とのコーディネートをすることで、学生と地域関係を継続することができています。
- サービスラーニングをきっかけとして、地域活動に興味を持ち、継続的に参加する学生もいます。

イ 各分野における人材対策の推進

・ 介護人材（高齢者福祉）

【現状と課題】

- 東京都における介護関連職種の有効求人倍率は全職業を大きく上回っており、人手不足が深刻化している中、人材確保に当たっては、学生、主婦、退職前の就業者や高齢者など、様々な世代をターゲットとして対策を講じることが必要です。
- 介護職員の離職原因は、必ずしも賃金・休暇等の待遇だけでなく、職場において十分な人材育成や労働環境の改善がなされないことによる不安・不満も大きく影響しているため、魅力ある職場づくりに向けた事業者の意識改革も必要になります。
- 今後は、介護ニーズが複雑化・多様化・高度化していくことが見込まれており、これらのニーズに対応していくためには、介護職員が初任者研修、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得に取り組んでいくほか、専門的な知識・技能を高めていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 介護業務への就労を希望する人に対する職場体験や、介護施設等で働きながらの介護資格取得の支援など、多様な人材が福祉分野で働くことができるよう、支援します。
- 企業を退職する前から介護の仕事の魅力を知り、技術を修得することができるよう、研修を実施し、退職後の介護業務への就業等を促進します。
- 職員住宅の借り上げを支援することで、福祉避難所の指定を受けた事業所等の人材の確保定着とともに、災害時の運営体制の強化を図ります。
- 介護事業所に就労した新卒者等が計画的に資格取得に取り組めるよう、事業所の育成環境を整備します。
- 施設や在宅サービスに従事する介護職員が、働きながら介護福祉士の国家資格の取得に取り組むことを支援し、職員の定着・育成及び介護サービスの質の向上に努めます。

・ 子供・子育て支援人材

【現状と課題】

- 利用者ニーズに応じた適切な子供・子育て支援サービスを提供するためには、保育人材、放課後児童支援員、子育て支援員等の人材の確保、資質の向上を図る必要があります。
- 虐待対応や関係機関調整等を行える人材のほか、区市町村で実施している子育て支援策を実施する人材を確保・育成する必要があります。
- 都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など職員を着実に増やしていますが、虐待相談件数が年々増えており、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。
- 社会的養護を必要とする子供の多様なニーズに応え、適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。
- ひとり親家庭が抱える課題は、就労から生活や子育て等多岐にわたっており、相談内容を踏まえ、必要な支援につなげることが求められます。

【取組の方向性】

- 広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保、資質の向上を図る区市町村や事業者を支援します。
- 保育人材等の確保・育成・定着を図るため、就職相談会、職場体験、保育人材コーディネーターによる就職から就職後のフォロー、宿舍借り上げ支援、キャリアアップ補助、研修等を実施します。
- 虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター等の配置を支援するほか、研修の実施や独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、確保・育成を図ります。
- 児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童相談所の一層の体制強化を図るとともに、児童福祉や児童心理の専門課長、児童福祉司や児童心理司のOBを配置し、人材育成を行っていきます。
- 施設職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。また、養育家庭等の研修体

系については、スキルアップにつながるようプログラムを設定します。

- 広域的な立場から、母子父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

・ 障害福祉サービス人材

【現状と課題】

- 障害者が、身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービスや相談支援事業が適切に提供される必要があります。このため、サービスを担う人材を安定的に確保するとともに、育成・定着、質の向上に取り組んでいく必要があります。
- 在宅や障害者施設等において、医療的ケアや強度行動障害¹⁷など多様な障害の特性に応じた適切な支援を提供できる人材等を養成・確保していく必要があります。

【取組の方向性】

- サービス等利用計画、障害児支援利用計画が適切に作成される体制を整備するとともに、障害者等の意思決定支援に配慮し、多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援が提供されるよう、着実に相談支援専門員の養成研修を実施します。
- 在宅や障害者施設等において適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができるよう、介護職員等を対象とした研修を実施します。
- 施設職員等の専門性を強化し、適切な支援を提供できるよう、強度行動障害に関する研修を実施します。

○ 職員住宅の借り上げを支援することで、福祉避難所の指定を受けた事業所等の人材の確保定着とともに、災害時の運営体制の強化を図ります。

○ 職員の資質向上が図れるよう、事業所が職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣します。

○ 職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護福祉士や精神保健

¹⁷ 「直接的な他害」「間接的な他害」「自傷行為」が非常に多い頻度で見られ、通常的环境下では対応が非常に困難な特性を持つ人を指す。

福祉士等の国家資格取得を支援します。

○ 事業所における職員の定着や資質向上を図るため、事業所の経営者等に対し、人材マネジメント等の経営管理研修を実施します。

(3) 福祉サービスの質の向上

ア 指導検査等の実施

【現状と課題】

- 指導検査は、福祉・医療サービスを都民が安心して継続的に利用できるよう、社会福祉法人・社会福祉施設・事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、法令や通知等に基づき行うもので、定期的又は随時実施しています。
- 介護、障害、保育サービス等の対象者の増大やニーズの多様化などに伴い、利用の仕組みが行政による措置から利用者自身が選択する契約へと変わるとともに、福祉サービスを提供する事業主体も、社会福祉法人だけではなく、在宅サービスを中心に NPO や民間企業など多様な事業者が参入し、増加しています。こうした中で、都民が安心して福祉・医療サービスを利用できるよう、効果的・効率的に事業者等に対する指導を行うことが求められています。
- 都は、区市町村の指導検査体制整備を支援するため、区市町村との合同検査実施等の技術的支援や財政的支援などを行ってきました。今後も、事業者等による適正なサービス提供を確保し、更なる質の向上を図るためには、区市町村と連携した指導検査体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に対しては、社会福祉法に基づき、認可及び指導等を実施しています。なお、平成 25 年 4 月施行の社会福祉法改正により、一つの区市の区域内で事業を実施する社会福祉法人への指導検査権限等が区市に移譲されています。

【取組の方向性】

- 住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、都では、不正事例や広域的対応が必要な事例などに重点を置いて実地指導を行うとともに、集団指導等多様な手法を活用することで、多くの事業者を対象として効果的・効率的に指導検査を行います。また、利用者によるサービス選択を支援するため、指導検査結果の公表等により、事業者の運営実態の透明化を図ります。
- 区市町村における事業者等への指導検査体制の充実・強化を図るため、今後とも技術的支援を積極的に行うとともに、実地指導に係る[指定市町村](#)

事務受託法人¹⁸の活用を促していきます。

イ 福祉サービス第三者評価制度の推進

【現状と課題】

- 東京都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持つ中立的な第三者である評価機関と事業者との契約により、利用者のサービスに対する意向を把握する「利用者調査」と、サービスの内容や質、事業者のマネジメント力等を評価する「事業評価」とを合わせて実施し、その結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」において公表する仕組みで、公益財団法人東京都福祉保健財団と連携し、平成 15 年度に開始しています。
- 事業者が第三者評価を受けることにより、サービスの質の向上に向けた事業者の自主的取組を促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報を提供することを目的としています。
- 新規指定事業者研修会、集団指導、関係団体や区市町村との連携による事業者連絡会等、様々な機会を活用して、受審の働きかけや制度の普及啓発を行っています。
- さらに、平成 21 年度から、在宅サービス事業者の事業実態に合わせ、組織マネジメントなどを評価する項目を省略した「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を導入するなどして、第三者評価制度の普及・定着、事業者の受審促進、評価結果の活用促進に努めています。
- しかし、在宅サービス事業者の受審は低調であり、更なる受審促進、評価結果の活用促進に向けた取組が必要です。

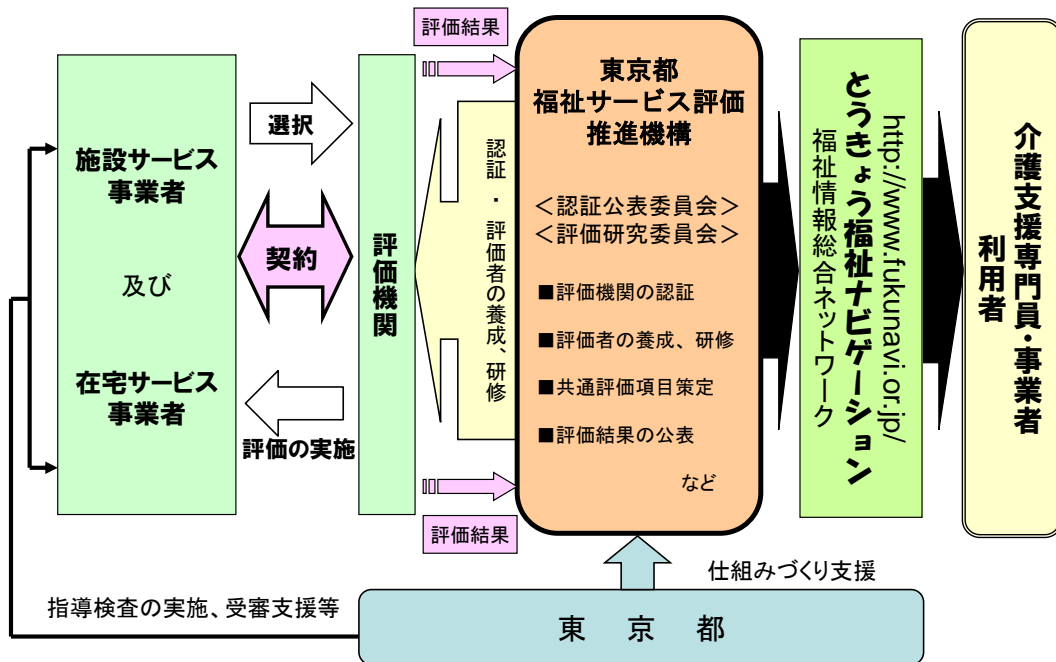
【取組の方向性】

- 引き続き、区市町村や関係団体等と連携しながら、制度の普及・定着や在宅サービス事業者の受審促進を積極的に進めるとともに、事業者、利用者の双方がより分かりやすく有効に活用できる制度にするため、評価の仕組みや評価結果の公表方法について改善を行っていきます。
- 法制度改正等への対応や事業者の実態を踏まえた評価項目の策定・改定を行っていきます。

¹⁸介護保険法等の規定により、区市町村から委託を受けて実地指導に係る事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人

- 在宅サービス事業者向け説明会や区市町村のイベントなどを活用した第三者評価のブース設置・パンフレットの配布等により、事業者への受審の働きかけを行うとともに、評価に関する情報を利用者に分かりやすく提供していきます。

＜都における福祉サービス第三者評価の仕組み＞



資料: 東京都福祉保健局作成

＜評価結果の公表を行う「とうきょう福祉ナビゲーション」の画面＞



資料: 「とうきょう福祉ナビゲーション」(公益財団法人東京都福祉保健財団)

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

